

1. 共通事項

1.1 概要及び適用範囲

肥料及び肥料原料の鑑定方法の流れ(例)を図1に示す。鑑定しようとする肥料等(試験品)に、前処理を必要に応じて組み合わせて実施して鑑定に適した形状の試験試料を調製し、その試験試料の形態観察(顕微鏡観察を含む)、化学的方法(肥料成分の定性試験など)、機器による測定(X線回折装置による物質の鑑定(同定等))の結果から総合的に判断する。

なお、各試験における対象試料は、各方法及び各試験項目の概要に記載する。

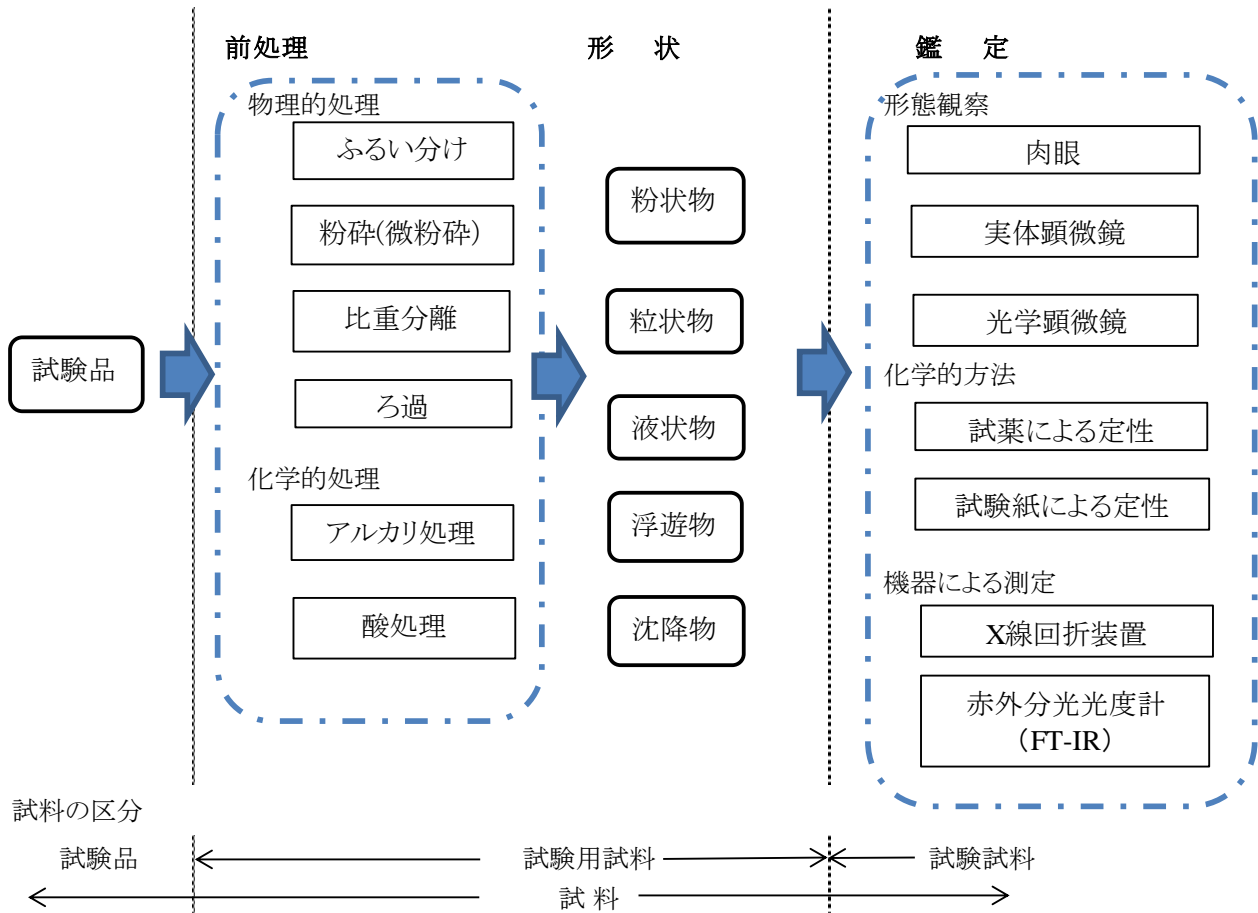


図1 肥料及び肥料原料の鑑定方法の流れ(例)

1.2 共通する一般事項及び用語

共通する一般事項及び用語は、肥料等試験法を準用する。ただし、「肥料等試験法」は「肥料の鑑定方法」と読み替えるものとする。

備考 1. 参考のため、この鑑定方法において用いられる試料、肥料の形態等の用語を抜粋し、次に示す。なお、「分析用試料」は「試験用試料」、また、「分析試料」は「試験試料」と読み替えるものとする。

<肥料等試験法(2023)の記述の抜粋>

1.1 共通事項

(2) 共通する一般事項、操作方法及び用語

(2.2) 日本産業規格(JIS規格)を引用する一般事項及び用語

- c) **試験品** 試験室へ搬送された試料。JIS K 0211 に規定する試験室試料。
- d) **分析用試料** 試験品を粉砕等の予備処理を行った試料。JIS K 0211 に規定する測定用試料。
- e) **分析試料** 試験品又は分析用試料からはかりとった1回の試験に用いられる試料。JIS K 0211 に規定する測定試料又は分析試料。
- f) **試料** この試験法における試料とは、c)試験品、d)分析用試料又はe)分析試料を示す。

(2.3) 肥料等試験法における記述方法、操作方法及び用語

- b) **有機物** 有機質肥料、汚泥肥料、堆肥等の肥料及び肥料原料をいう。ただし、尿素、尿素化合物等の有機化合物を除く。
- c) **現物** 有姿(試験品)の状態のものをいう。
- d) **乾物** 現物から乾燥減量を除いたものをいう。